

平成18年度
精神保健に関する技術研修

研修課程募集要綱

国立精神・神経センター
精神保健研究所

〒187-8502 東京都小平市小川東町4-1-1
電話 042(341)2711 (代表)

研修内容等の詳細についてはホームページ
(<http://www.ncnp-k.go.jp>) をご覧ください。

目 次

はじめに	1
平成18年度研修課程実施計画表	2
平成18年度研修課程の特徴	3
課程別研修計画	
1 第43回 精神保健指導課程	6
2 第12回 精神科デイ・ケア（中堅者コース）	7
3 第95回 精神科デイ・ケア	8
4 第2回 発達障害支援研修	10
5 第4回 摂食障害治療研修	12
6 第2回 社会復帰リハビリテーション研修	13
7 第3回 摂食障害看護研修	14
8 第4回 ACT研修	15
9 第20回 薬物依存臨床医師研修	16
10 第8回 薬物依存臨床看護等研修	18
11 第1回 児童思春期精神医学研修（中級）	19
12 第1回 司法精神医学研修	21
13 第1回 犯罪被害者メンタルケア研修	22
各課程共通事項	
1 受講申請手続きについて	23
2 受講許可の通知について	23
3 受講時の注意事項	23
4 修了証書の授与	23
5 研修費用の負担について	24
6 その他	24
各都道府県精神保健福祉担当課一覧	25
各政令指定都市精神保健福祉担当課一覧	26

はじめに

国立精神・神経センターは、精神・神経疾患の克服と精神保健の確立を目指して設立されたナショナルセンターです。国内では精神・神経疾患の医療と研究及び精神保健の研究の中心として主導的役割を担っており、国際的にも積極的な活動を展開しています。

精神保健研究所は、昭和27年1月に国立精神衛生研究所として発足し、こころの健康づくりからこころの健康障害（ストレス性障害、適応障害、PTSD、睡眠覚醒障害、薬物依存、心身症、発達障害、精神疾患、精神障害者のリハビリテーションなど）までを研究対象として、精神医学的、心理学的、社会学及び社会福祉学的方法を統合した精神保健福祉学的研究を行っています。

また、これらの研究活動と並行して、昭和34年度の社会福祉学課程を皮切りに、精神保健技術者を対象とする様々な研修活動を実施してきました。昭和61年10月に、国立武藏療養所（神経センターを含む。）とともに国立精神・神経センターとして発展的に改組し、さらに、昭和62年4月からは国立国府台病院が加わり、2病院、2研究所のナショナルセンターとなりましたが、同センター精神保健研究所となってからも、同センターの柱として研修活動が引き継がれ、現在に至っています。

ここでの研修は、国、地方公共団体、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条8の規定による指定病院等において精神保健福祉の業務に従事する医師、保健師、看護師、臨床心理業務に従事する者、作業療法士、精神保健福祉士等の方々を対象に、精神保健福祉技術者として必要な資質の向上を図ることを目的として、精神保健福祉各般にわたる専門的な知識及び技術修得に関する研修を行うもので、昭和34年度から平成17年度までの修了者数は8,598名に達し、その多くは全国各地において精神保健福祉分野の専門技術者として活躍されています。優れた研修生を全国に輩出し、精神保健福祉分野の均てん化に貢献できることは、当センターにとても大きな誇りであります。

平成18年度は、それまでの研修を改組し、社会的に重要性が高い研修を充実させるとともに、新たな研修を開始しました。また、受講者がどの課程を受講しようかという判断がしやすいよう、各課程に入門者・中級者・専門家向けの分類を付するように努めました。各課程の詳細については、3ページ以降をご覧ください。

ふるってご参加くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

平成18年度研修課程実施計画表

受付期間 研修期間

課程名	期間 定員	願書受付期間・研修期間												主任 副主任	会場	
		18年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	19年 1月	2月	3月		
(第43回) 精神保健指導	30			1(月) 15(月)		5(水) 7(金)									竹島 正 三光 由子 立森 久照	小平市
(第12回) 精神科デイ・ケア (中堅者コース)	40			8(月) 19(金)		10(月) 14(金)									安西 信雄 伊藤順一郎	小平市
(第95回) 精神科デイ・ケア	40			8(月) 19(金)		24(月) 11(金)									竹島 正 安西 信雄	広島市
(第2回) 発達障害支援研修	65			1(月) 26(金)		5(水) 7(金)									加茂 牧仁 福尾 真苗 黒川 敏子	小平市
(第4回) 摂食障害治療研修	40			29(月) 9(金)		29(火) 1(金)									小牧 光 伊藤順一郎	小平市
(第2回) 社会復帰リハビリ テーション研修	40				3(月) 14(金)		6(水) 8(金)								安西 信雄 伊藤順一郎	小平市
(第3回) 摂食障害看護研修	30					4(月) 15(金)		15(水) 17(金)							小牧 光 伊藤順一郎	小平市
(第4回) ACT研修	30							27(月) 8(金)		27(月) 8(金)		6(火) 9(金)			伊藤順一郎 西尾 雅明 鈴木 女恵子	小平市
(第20回) 薬物依存臨床 医師研修	40					7(月) 25(金)		23(月) 27(金)							相田 伸一 尾崎 美英 船田 芳恵	小平市
(第8回) 薬物依存臨床 看護等研修	40				10(月) 28(金)		26(火) 29(金)								相田 伸一 尾崎 美英 船田 芳恵	小平市
(第1回) 児童思春期精神 医学研修(中級)	20					11(月) 15(金)		20(月) 22(水)							吉川 万代 小平 有里 角田 鮎生	小平市
(第1回) 司法精神 医学研修	30					4(月) 29(金)		30(木) 1(金)							吉川 万代	小平市
(第1回) 犯罪被害者 メンタルケア研修	30						1(月) 15(金)			23(火) 25(木)					金 古春 中原 錦美	小平市

平成18年度研修コースの特徴

※平成18年度は、わかりやすさを高めるために平成17年度までの研修課程の名称を一部変更しました。なお、研修の実施回数は従前から通算しています。また、研修の目的や対象者、受講に当たって必要な経験等を明示するように努めました。

第43回 精神保健指導課程 (昭和54年度より開始)

本研修は、精神保健医療改革、自殺予防対策の普及等、都道府県等における精神保健福祉行政の推進に寄与するための研修で、年1回開催します。

対象者は都道府県（指定都市）等の精神保健福祉担当部署でキーパーソン的役割を担う方であり、中堅者ないし指導者を対象とした研修として位置づけられます。

精神保健福祉をとりまく現状と展望などについて、第一線で活躍する講師を招き、体系的に、かつ時宜を得た内容を学ぶことができます。本年度は最近の話題として、新たに睡眠障害についての基礎的知識と保健指導のあり方についての内容を取り入れました。

第12回 精神科デイ・ケア研修（中堅者コース）（平成10年度より開始）

平成10年度から開始された本研修は、精神科デイ・ケアの治療機能を高めることを目指すもので、年1回開催します。入院の短期化・早期の地域移行への流れの中で、精神科デイ・ケアには、①亜急性期から慢性期にわたる多様な患者への対応能力と、②生活の質の改善を可能にする治療効果が求められています。

こうした目標を達成するために、アセスメントと治療計画、SST等の心理社会的治療の実施方法、就労支援の方法、ACTやケアマネジメントとの連携等の講義とともに、ケース検討を行い、効果的な精神科デイ・ケアの治療法を学びます。

第95回 精神科デイ・ケア研修（昭和54年度より開始）

本研修は、精神科デイ・ケアに係わる専門的な知識及び技術の修得を目的としており、年1課程開催します。

対象者は精神科病院等において精神科看護（集団療法、作業療法、レクリエーション活動、生活指導訪問看護、地域生活支援等）に係わる業務に従事している看護師です。

第2回 発達障害支援研修（平成17年度より開始）

本研修は、生活上大きな困難をかかえながら、教育的・福祉的支援を受けにくい発達障害児・者（自閉性障害、AD/HD、学習障害等）を積極的に支援することを目指すもので、年1回開催します。

対象者は発達障害者支援法の円滑な施行のために、支援の中核となることを期待される医師で、一定の知識を有する中級者向けの内容です。発達障害医学・医療・支援の第一線で活躍中の多数の専門家を講師として招聘し、発達障害の診断・治療に関する最新の知見と支援の実際を学ぶことができます。

第4回 摂食障害治療研修 (平成15年度より開始)

本研修は、「摂食障害治療」の実践的トレーニングを目指すもので、年1回開催します。

対象者は摂食障害に関心を持つ精神科、心療内科、一般内科臨床に従事している医師、臨床心理業務に従事する者、保健師、作業療法士、ケースワーカー、相談員等です。

低年齢化や慢性例・難治例の増加によって、治療に難渋する本症について、認知行動療法、力動的精神療法の実際など臨床現場で豊富な経験を有する講師陣による講義やケース検討を通して、入門から応用編までを学ぶことができます。

第2回 社会復帰リハビリテーション研修 (平成17年度より開始)

本研修は、どうすれば長期在院患者の退院を促進できるか、その実施方法と技術を明らかにすることを目指し、年に1回開催します。

対象者は精神科医療機関に勤務する医療従事者で3年以上の臨床経験を有する方で、職種は問いません。

内容は厚生労働省精神・神経疾患研究委託費の退院促進研究班で取り組まれた実践経験に基づき、退院促進を可能にするための病棟運営（チームアプローチ）、アセスメント、ACTなどの地域ケアとの連携方法の講義のほか、患者の意欲と地域生活能力を高めるためのリハビリテーション・プログラムの実践方法を学ぶことができます。

第3回 摂食障害看護研修 (平成16年度より開始)

本研修は、「摂食障害治療」において看護師の果たす役割が非常に大きいことから、受講対象者を看護師に絞った内容で年1回開催します。

「摂食障害治療」には、チーム医療が不可欠です。身体と心理の両面から看護師の果たす役割は非常に大きいものがあります。

内容は基本的知識の習得とともに、小児科、心療内科、精神科各病棟での治療の実際を先進的に取り組んでいる施設からのレポートを通じて実践方法を提示します。身体的合併症の管理や栄養リハビリテーションなど心理面だけでなく身体的側面からのアプローチの実際にについても学ぶ機会を提供します。

第4回 ACT研修 (平成15年度より開始)

本研修は、受講者が包括型地域生活支援プログラム（ACT）を理解し、地域中心の地域精神保健システム作りに一步前進できるようになることを目指すもので、年1回開催します。

対象はACTの実践に取り組んでいる方あるいは検討している方で、職種は問いません。内容としては、さまざまな職種の参加者が「模擬診療チーム」として異なる視点で議論する場があるほか、ACTの臨床事例についての討論、地域でのシステム作りなど、演習を多く取り入れたものとなっています。

第20回 薬物依存臨床医師研修 (昭和62年度より開始)

本研修は、基礎・臨床・施策にわたる薬物依存に関する最低限の知識の普及を目的としており、年1回開催しています。対象者は薬物依存の臨床に現在関わっているか今後その予定がある医師です。各界の第一人者を講師陣に配した研修内容となっており、初級から中級向けの方が対象となります。

第8回 薬物依存臨床看護等研修 (平成10年度より開始)

本研修は、基礎・臨床・施策にわたる薬物依存に関する最低限の知識の普及を目的としており、年1回開催しています。

対象者は精神科病院、精神保健福祉センター等に勤務する看護師及び精神保健福祉士等です。受講を希望される方が多いことから、今回から精神保健福祉士等の参加を受け付けることといたしました。

第1回 児童思春期精神医学研修（中級）（平成18年度より新規実施）

本年度から新たに開始する研修で、年1回実施します。

不登校や自傷行為、行為障害等の思春期に好発する諸問題に対応できる、いわゆる「子どもの心の診療医」は、絶対数が足りないといわれています。このため、基礎知識を普及するための研修会等が開かれていますが、受講後、実践に役立つ研修を求める声が高まっています。

そこで、本研修は中級レベルの医師の専門性を向上させることを目的として、参加者が持ち寄った事例の検討を研修の主体とし、さらに国立精神・神経センター国府台病院の児童精神科病棟の見学および児童・思春期の入院治療に関する意見交換を行います。

対象者は、事例を提出できる一定程度の臨床経験を有する医師です。

第1回 司法精神医学研修（平成18年度より新規実施）

本年度から新たに開始する研修で、年1回実施します。医療観察法下における指定医療機関はもとより、刑務所等の行刑施設も含めた広範な領域において、重大な他害行為を行った精神障害者に対する治療を適切に行い、活躍できる人材の養成をめざします。

特に、司法精神療法（幻覚妄想と重大な他害行為に関する認知行動療法、物質使用障害に基づく重大な他害行為に対する精神療法、性犯罪者治療プログラム等）について実践的な基本研修を行います。

対象者は、指定医療機関や行刑施設、地域（保健所等）において精神医療に従事している医師、臨床心理技術者、看護師、精神保健福祉士等、幅広い職種の方の参加を期待します。

第1回 犯罪被害者メンタルケア研修（平成18年度より新規実施）

本研修は、犯罪被害者等基本法の成立に伴い増加するであろう犯罪被害者及びその家族の相談や治療に対応できる精神医療従事者の育成のための研修で、年1回開催します。

対象者は精神保健福祉センター、保健所、及び一般の精神科医療機関において治療、相談にあたっている中堅の精神科医師、精神保健福祉士、臨床心理業務に従事する者、保健師、看護師です。

犯罪被害者およびその家族のおかれている現状、犯罪被害者等基本法及び基本計画の概要、関連する司法制度などの基本的知識のほか、初期対応の実際や事例を通じた検討など現場に応用できる技術についても学びます。

第43回 精神保健指導課程

1. 目的

精神保健福祉行政の計画的・組織的推進に関する専門的知識及び技術の修得を目的とする。

2. 対象者

都道府県（指定都市）等の精神保健担当部署（本庁主管課、精神保健福祉センター及び保健所等）において精神保健福祉行政に携わっている者。職種は問わない。

※キーパーソン的役割を担う職員の参加が望ましい。受講者には今後、業務を通じて、本省や精神保健研究所等との連携、情報交換や精神保健行政の推進を図ることが期待される。

3. 研修期間

平成18年7月5日（水）から平成18年7月7日（金）まで

4. 研修主題

精神保健医療改革、自殺予防対策の普及等、都道府県等における精神保健福祉行政の推進に寄与する。

5. 課程内容

	(時間)
精神保健福祉行政	(3.0)
精神保健福祉の改革	(9.0)
自殺予防総合対策	(3.0)
<最近の話題>	
睡眠障害と保健指導	(3.0)

合計 18時間

6. 定員

30名（応募者多数の場合は選考）

7. 受講願書受付期間

平成18年5月1日（月）から平成18年5月15日（月）まで

8. その他

提出書類の様式、提出方法、その他受講に関する注意事項については「各課程共通事項」をご参照ください。 詳細については、精神保健研究所ホームページ
(<http://www.ncnp-k.go.jp>) をご覧ください。

第12回 精神科デイ・ケア研修（中堅者コース）

1. 目的

地域生活支援における精神科デイ・ケアの治療機能を高めるために必要な専門的知識及び技術を習得し、精神科デイ・ケアの臨床活動を活性化させることのできる中堅者を育成することを目的とする。

2. 対象者

5年以上の精神科臨床経験を有し、精神科デイ・ケアに1年以上従事した経験を有する者。
(医師、ソーシャルワーカー(精神保健福祉士含む)、臨床心理業務に従事する者、保健師、看護師、作業療法士等)

3. 研修期間

平成18年7月10日（月）から平成18年7月14日（金）まで

4. 研修主題

精神科デイ・ケアを活性化させる中堅者の育成

5. 課程内容

	(時間)
精神保健福祉行政の動向	(3.0)
デイ・ケアの理念と精神科リハビリテーション	(3.0)
デイ・ケア治療の方法—導入から卒業まで	(3.0)
急性期入院治療と連携した精神科デイ・ケア運営	(3.0)
精神科デイ・ケアにおける就労支援	(3.0)
ACTによる地域生活支援と精神科デイ・ケア	(3.0)
クリニックと連携した精神科デイ・ケア運営	(3.0)
デイ・ケア症例の検討	(3.0)
オリエンテーション、総括討論等	(6.0)

合計 30時間

6. 定員

40名（応募者多数の場合は選考）

7. 受講願書受付期間

平成18年5月8日（月）から平成18年5月19日（金）まで

8. その他

提出書類の様式、提出方法、その他受講に関する注意事項については「各課程共通事項」をご参照ください。デイ・ケア症例の検討のために担当患者1名のケース・レポートをA4版1枚にまとめて当日持参すること。ケース・レポートには、1) 診断、2) 生活歴・家族状況、3) 病歴、4) デイケア参加の動機、5) デイ・ケア治療経過、6) 現在の状態と問題点、7) 今後の治療方針と目標、8) 検討事項について、項目ごとに整理して記載すること。詳細については、精神保健研究所ホームページ(<http://www.ncnp-k.go.jp>)をご覧ください。

第95回 精神科デイ・ケア研修

1. 目的

精神科デイ・ケア等に係る専門的知識及び技術の修得を目的とする。

2. 対象者

精神科病院等において精神科看護（集団療法、作業療法、レクリエーション活動、生活指導等）に関する業務に従事している看護師で、2年以上の実務経験を有する者。

3. 研修期間

平成18年7月24日（月）から平成18年8月11日（金）まで

4. 研修主題

精神科デイ・ケア

（精神保健福祉行政、社会精神保健概論、老人精神保健概論、地域生活支援とスタッフの役割、作業療法、地域ケア、老人痴呆に関するケア・看護、その他デイ・ケア各論についての講義及び実習）

5. 課程内容

		(時間)	
		講義	演習
総論			
1	社会精神保健概論	(4.5)	
2	老人精神保健概論	(3.0)	
各論			
1	グループワークの技法、プログラムの実際	(6.0)	(3.0)
2	面接技術	(3.0)	(3.0)
3	作業療法の理論と展開	(3.0)	(3.0)
4	臨床チーム論・カンファレンスの持ち方	(3.0)	(3.0)
5	家族との関係	(3.0)	(3.0)
6	デイ・ケアの評価	(1.5)	
7	老人性痴呆ケアの実際	(3.0)	(3.0)
8	地域ケアとスタッフの役割	(3.0)	(3.0)
9	精神保健とインフォームド・コンセント	(3.0)	
見学実習			
1	精神科デイ・ケア		(24)
その他			
1	オリエンテーション	(3.0)	
2	精神保健福祉行政 (デイ・ケアの歴史、精神医療行政概説を含む)	(3.0)	
3	総括討論等		(3.0)
		合計	90時間

6. 定員

40名（応募者多数の場合は選考とする）

7. 受講願書受付期間

平成18年5月8日（月）から平成18年5月19日（金）まで

8. 地方における研修実施場所

広島市で開催します。

9. その他

提出書類の様式、提出方法、その他受講に関する注意事項については「各課程共通事項」をご参照ください。詳細については、精神保健研究所ホームページ(<http://www.ncnp-k.go.jp>)をご覧ください。

なお、出願にあたっては、看護師免許証の写を添付してください。

第2回 発達障害支援研修

1. 目的

各都道府県において、発達障害支援に関する情報や技能を伝達できる指導者を養成することを目的とする。受講者には研修の成果を派遣元の自治体に普及することが期待される。

2. 対象者

各都道府県における発達障害支援の拠点（病院、保健所、発達障害児療育センター、発達障害者支援センター）に勤務する医師で、発達障害に関心を有し、特にスタッフの指導について責任的立場にある方

3. 研修期間

平成18年7月5日（水）から平成18年7月7日（金）まで

4. 研修主題

発達障害の診断・治療に関する最新の知見と支援の実際

5. 課程内容

(時間)

I.		
発達障害者支援法の施行と今後の展望		(1.5)
発達障害;医師・医学・医療に望むもの		(1.5)
自閉性障害の療育・リハビリテーションと薬物療法		(1.5)
TEACCHの考え方と外来指導への応用の実際		(1.5)
II.		
AD/HDの行動変容療法と薬物療法		(1.5)
AD/HDの支援システムの構築:学校ならびに地域との連携の実際		(1.5)
学習障害と神経心理学		(1.5)
読字障害の診断と支援		(1.5)
III.		
虐待と発達障害		(1.5)
発達障害児・者の親・保護者への支援の実際		(1.5)
医師と就労支援		(1.5)
発達障害児・者の支援:行政への対応と連携の実際		(1.5)

合計 18時間

6. 定員

65名（応募者多数の場合は選考）

7. 受講願書受付期間

平成18年5月1日（月）から平成18年5月26日（金）まで

8. その他

提出書類の様式、提出方法、その他受講に関する注意事項については「各課程共通事項」をご参照ください。詳細については、精神保健研究所ホームページ(<http://www.ncnp-k.go.jp>)をご覧ください。

第4回 摂食障害治療研修

1. 目的

摂食障害の治療に必要な専門的な知識及び技術の修得を目的とする。

2. 対象者

- 病院、保健所、精神保健福祉センター等に勤務し、摂食障害に関心を有する医療従事者。
・ 精神科、心療内科、一般内科で臨床に従事している医師
・ 臨床心理業務に従事する者、
・ 保健師、作業療法士、ケースワーカー、相談員 等

3. 研修期間

平成18年8月29日（火）から平成18年9月1日（金）まで

4. 研修主題

摂食障害の病態と治療に関する最新の知見

	(時間)
5. 課程内容	(1.5)
摂食障害病態・治療概論	(1.5)
心理的アセスメント	(3.0)
認知行動療法	(1.5)
力動的精神療法	(3.0)
心理教育的グループ	(1.5)
セルフヘルプ	(1.5)
入院治療	(1.5)
精神障害、パーソナリティ障害を合併する摂食障害	(1.5)
アルコール依存と摂食障害	(1.5)
小児の摂食障害	(1.5)
身体的合併症・身体的管理	(3.0)
症例検討	(1.5)
総合討論	
	合計 24時間

6. 定員

40名（応募者多数の場合は選考）

7. 受講願書受付期間

平成18年5月29日（月）から平成18年6月9日（金）まで

8. その他

提出書類の様式、提出方法、その他受講に関する注意事項については「各課程共通事項」
をご参照ください。 詳細については、精神保健研究所ホームページ
(<http://www.ncnp-k.go.jp>) をご覧ください。

第2回 社会復帰リハビリテーション研修

1. 目的

精神保健福祉の改革ビジョンを理解し、精神科長期在院患者の退院を支援し、地域生活を実現すること及び新たな長期在院患者を生まないようにすることを目指し、精神科病院における効果的な社会復帰リハビリテーション等の実施に必要な知識及び技術の修得を目的とする。

2. 対象者

精神科医療機関に勤務している医療従事者で、3年以上の臨床経験を有する者。
(医師、精神保健福祉士、臨床心理業務に従事する者、保健師、看護師、作業療法士等)

3. 研修期間

平成18年9月6日（水）から平成18年9月8日（金）まで

4. 研修主題

精神科入院患者の長期在院の防止と退院促進のための社会復帰リハビリテーション等の実施方法及び地域支援体制との連携方法

5. 課程内容

	(時間)
精神保健福祉行政と精神保健福祉の改革ビジョン	(3.0)
精神科在院患者の実態と退院促進のための課題	(1.5)
アセスメントと退院計画の策定	(1.5)
抗精神病薬療法の改善方法	(1.5)
社会復帰リハビリテーションの実施方法（解説）	(3.0)
社会復帰リハビリテーションの実施方法（実践紹介）	(3.0)
ケア会議等のチーム・アプローチと地域連携方法	(1.5)
ACTと地域生活支援体制	(1.5)
まとめ（各病院の実情に即した退院促進の実施方法）	(1.5)
	合計 18時間

6. 定員

40名（応募者多数の場合は選考）

7. 受講願書受付期間

平成18年7月3日（月）から平成18年7月14日（金）まで

8. その他

提出書類の様式、提出方法、その他受講に関する注意事項については「各課程共通事項」をご参照ください。詳細については、精神保健研究所ホームページ
(<http://www.ncnp-k.go.jp>) をご覧ください。

第3回 摂食障害看護研修

1. 目的

摂食障害についての基礎、臨床及び疫学の修得により、摂食障害の治療と予防の質的向上を図ることを目的とする。看護師は摂食障害のチーム医療で重要な役割を果たしていることから、本研修を通じて、摂食障害患者の急増、低年齢化及び慢性例・難治例の増加に対応できる人材の養成を目指す。

2. 対象者

精神科、心療内科、小児科、精神保健福祉センター等に勤務する看護師

3. 研修期間

平成18年11月15日（水）から平成18年11月17日（金）まで

4. 研修主題

摂食障害の病態と治療に関する最新の知見

5. 課程内容	(時間)
摂食障害の疫学、病態・治療概論	(1.5)
心理的アセスメント	(1.5)
認知行動療法	(1.5)
心理教育的アプローチ	(1.5)
精神障害、パーソナリティ障害を合併する摂食障害	(1.5)
摂食障害の身体的合併症の管理	(1.5)
栄養リハビリテーション	(1.0)
心療内科・内科病棟	(2.0)
集団療法を中心とした過食症の入院治療とチーム医療	(2.0)
小児科病棟	(2.0)
総括討論	(1.5)
	合計 17.5時間

6. 定員

30名（応募者多数の場合は選考）

7. 受講願書受付期間

平成18年9月4日（月）から平成18年9月15日（金）まで

8. その他

提出書類の様式、提出方法、その他受講に関する注意事項については「各課程共通事項」をご参照ください。 詳細については、精神保健研究所ホームページ (<http://www.ncnp-k.go.jp>) をご覧ください。

第4回 ACT研修

1. 目的

重症精神障害者の退院促進・再発予防・地域生活支援を目指した包括型地域生活支援プログラム (Assertive Community Treatment: ACT) を我が国に定着させるため、必要な技術や課題の修得を目的とする。

2. 対象者

精神科医療機関、精神保健福祉センター、保健所、市町村、社会復帰施設等に勤務する医療従事者。
(医師、精神保健福祉士、臨床心理業務に従事する者、保健師、看護師、作業療法士等)

3. 研修期間

平成19年2月6日（火）から2月9日（金）まで

4. 研修主題

包括型地域生活支援プログラム (ACT) の定着のためのプログラム

5. 課程内容

ACTの地域精神保健福祉の中での位置付け	(時間)
ACTにおける医学的要素（薬物管理・危機介入・合併症管理）	(3.0)
ACTにおける援助の基本的な考え方 (ケースマネジメント・認知行動療法・Strength Model)	(3.0)
ACTにおける生活支援 (住居確保・ホームヘルプ・金銭管理など)	(3.0)
ACTにおける就労支援（Supported Employment）	(3.0)
ACTにおける家族支援・アドボカシー (家族心理教育・プロシューマ)	(3.0)
	合計 18時間

6. 定員

30名（応募者多数の場合は選考）

7. 受講願書受付期間

平成18年11月27日（月）から平成18年12月8日（金）まで

8. その他

提出書類の様式、提出方法、その他受講に関する注意事項については「各課程共通事項」をご参照ください。 詳細については、精神保健研究所ホームページ (<http://www.ncnp-k.go.jp>) をご覧ください。

第20回 薬物依存臨床医師研修

1. 目的

国内外の薬物乱用・依存をめぐる情勢を考えると、我が国の精神医療、精神保健の中で薬物依存問題は今後ますます重要性を増しているため、薬物依存に関心を持つ医師を対象に、薬物依存の基礎、臨床及び疫学にわたる研修を行い、薬物依存の診断、治療及び予防に資することを目的とする。

2. 対象者

精神科病院、精神保健福祉センター等に勤務する医師

3. 研修期間

平成18年10月23日（月）から平成18年10月27日（金）まで

4. 研修主題

薬物依存症概念の普及と薬物依存症に対する臨床的対応の普及

5. 課程内容

	(時間)
薬物依存に関する基礎知識	(1.5)
薬物依存の疫学（現状と問題点）	(1.5)
精神依存とその形成機序	(1.5)
身体依存及び耐性とその形成機序	(1.5)
有機溶剤乱用・依存の現状と臨床	(1.5)
覚せい剤依存・精神病の症候及び診断	(1.5)
覚せい剤精神疾患の生物学的機序	(1.5)
ベンゾジアゼピン系薬物の基礎と臨床	(1.5)
大麻の薬理作用及び行動毒性	(1.5)
医療施設における薬物依存の治療	(4.5)
地域における薬物依存の治療	(3.0)
薬物依存に対する集団精神療法	(1.5)
回復者による自助グループ活動	(1.5)
薬物乱用・依存と司法精神医学	(1.5)
薬物乱用に関する法律と対策	(1.5)
薬物依存と保健行政	(1.5)
討論会	(1.5)

合計 30時間

6. 定員

40名（応募者多数の場合は選考とする）

7. 受講願書受付期間

平成18年8月7日（月）から平成18年8月25日（金）まで

8. その他

提出書類の様式、提出方法、その他受講に関する注意事項については「各課程共通事項」をご参照ください。詳細については、精神保健研究所ホームページ(<http://www.ncnp-k.go.jp>)をご覧ください。

第8回 薬物依存臨床看護等研修

1. 目的

国内外の薬物乱用・依存をめぐる情勢を考えると、我が国の精神医療、精神保健の中で薬物依存問題は今後ますます重要性を増しているため、薬物依存に关心を持つ看護師を対象に、薬物依存の基礎、臨床及び疫学にわたる研修を行い、薬物依存の診断、治療及び予防に資することを目的とする。

2. 対象者

精神病院、精神保健福祉センター等に勤務する看護師、精神保健福祉士等

3. 研修期間

平成18年9月26日（火）から平成18年9月29日（金）まで

4. 研修主題

薬物依存症概念の普及と薬物依存症に対する臨床的対応の普及

5. 課程内容

	(時間)
薬物依存に関する基礎知識	(1.5)
薬物依存の疫学（現状と問題点）	(1.5)
精神依存とその形成機序	(1.5)
身体依存及び耐性とその形成機序	(1.5)
有機溶剤乱用・依存の現状と臨床	(1.5)
覚せい剤依存・精神病の症候及び診断	(1.5)
医療施設における薬物依存の治療	(4.0)
地域における薬物依存の治療	(2.0)
薬物依存に対する集団精神療法	(1.5)
回復者による自助グループ活動	(1.5)
薬物乱用に関する法律と対策	(1.5)
討論会	(1.5)
合計	21時間

6. 定員

40名（応募者多数の場合は選考とする）

7. 受講願書受付期間

平成18年7月10日（月）から平成18年7月28日（金）まで

8. その他

提出書類の様式、提出方法、その他受講に関する注意事項については「各課程共通事項」をご参照ください。詳細については、精神保健研究所ホームページ(<http://www.ncnp-k.go.jp>)をご覧ください。

第1回 児童思春期精神医学研修(中級)

1. 目的

現状では、不登校や自傷行為、行為障害等の思春期に好発する諸問題に対応できるいわゆる「子どもの心の診療医」が不足している。この分野の基礎知識を普及するために研修会等が開かれているが、受講後のフォローアップが不十分との指摘もされている。

このため、実際に思春期精神医療に携わり始めた医師に対する定期的な教育機会を付与することにより、思春期精神医療の専門性を高め、思春期精神医療が全国的に浸透する事を本研修の目的とする。

2. 対象者

5年以上の臨床経験を有し、何らかの形で子どもの心の診療に関わっている医師(精神科、小児科、心療内科)であって、自分が関与した症例を事例検討に出すことができる者
※申し込みに当たっては、事例の概要(1200字程度)を提出できることが条件となる。

3. 研修期間

平成18年11月20日(月)から平成18年11月22日(水)まで(3日間)

4. 研修主題

実際に思春期精神医療に携わり始めた医師に対する定期的な教育機会の付与

5. 課程内容

	(時間)
総論 「思春期心性と精神病理」	(1.0)
事例検討(1)非行・行為障害関連	(2.0)
事例検討(2)発達障害における行動障害	(2.0)
講義 (1)「行為障害と地域連携」	(1.0)
国府台病院児童精神科病棟見学	(1.0)
病棟スタッフとの意見交換	(1.0)
事例検討(3)入院治療	(2.0)
講義 (2)「入院治療をめぐって」	(1.0)
事例検討(4)自傷行為	(2.0)
事例検討(5)学校精神保健	(2.0)
講義 (3)「うつ病と自殺・自傷行為」	(1.0)

合計 16時間

6. 定員

20名(応募者多数の場合は選考)

7. 受講願書受付期間

平成18年9月11日(月)から平成18年9月15日(金)まで

8. その他の

提出書類の様式、提出方法、その他受講に関する注意事項については「各課程共通事項」をご参照ください。

また、症例検討のために担当患者1名のケース・レポートを当日持参すること。ケース・レポートには、1) 診断、2) 生活歴・家族状況、3) 病歴、4) 治療経過、5) 現在の状態と問題点、6) 今後の治療方針と目標、7) 検討事項について、項目ごとに整理して記載すること。記載する症例は治療中のもの、終結したもの、中断したもののいずれも可とする。

なお、ケースレポートは1時間半ほどの検討の対象であるので、A4用紙で2枚（2000～2500文字程度）程度が必要。

詳細については、精神保健研究所ホームページ(<http://www.ncnp-k.go.jp>)をご覧ください。

第1回 司法精神医学研修

1. 目的

本研修では系統だったトレーニングを提供することによって、医療観察法下における指定医療機関はもとより、刑務所等の行刑施設も含めた広範な領域において、重大な他害行為を行った精神障害者に対する治療を適切に行うことができる技能の習得を目的とする。特に、司法精神療法（幻覚妄想と重大な他害行為に関する認知行動療法、物質使用障害に基づく重大な他害行為に対する精神療法、性犯罪者治療プログラム等）について実際的な基本研修を行う。

2. 対象者

指定医療機関や行刑施設、地域（保健所等）において精神医療に従事している医師、臨床心理技術者、看護師、精神保健福祉士等

3. 研修期間

平成18年11月30日（木）から平成18年12月1日（金）まで（2日間）

4. 研修主題

重大な他害行為を行った精神障害者に対する治療を適切に行うことができる技能の習得

5. 課程内容

司法精神療法概論	(1.5)
認知行動療法概論	(1.5)
重大な他害行為を行うPsychosisに対する認知行動療法	(1.5)
アセスメントの実際とケースフォーミュレーション	(1.5)
事例検討および演習	(3.0)
物質使用障害による重大な他害行為の問題～重複障害を中心に	(1.0)
武藏病院における物質使用障害に基づく重大な他害行為防止治療プログラム～Matrixの導入	(1.0)
武藏病院における重大な他害行為に対する内省プログラム	(1.0)
性犯罪者治療プログラム	(1.5)

合計 13.5時間

6. 定員

30名（応募者多数の場合は選考）

7. 受講願書受付期間

平成18年9月4日（月）から平成18年9月29日（金）まで

8. その他

提出書類の様式、提出方法、その他受講に関する注意事項については「各課程共通事項」をご参照ください。詳細については、精神保健研究所ホームページ(<http://www.ncnp-k.go.jp>)をご覧ください。

第1回 犯罪被害者メンタルケア研修

1. 目的

犯罪被害者等基本法の成立に伴い、精神科医療機関に求められている犯罪被害者・遺族への適切な対応を行うために必要な基本的知識と初期対応について修得することを目的とする。

2. 対象者

精神科医療機関、精神保健福祉センター、保健所に勤務する医療従事者。
(医師、精神保健福祉士、臨床心理業務に従事する者、保健師、看護師)

3. 研修期間

平成19年1月23日（火）から1月25日（木）まで（3日間）

4. 研修主題

犯罪被害者・遺族への臨床的対応の普及

5. 課程内容

	(時間)
犯罪被害者等基本法及び基本計画における精神医療の役割	(1.5)
犯罪被害者・遺族の現状（犯罪被害者実態調査から）と犯罪被害者支援	(1.5)
犯罪被害者・遺族にみられる特有の心理	(3.0)
犯罪被害者と刑事司法	(1.5)
犯罪被害者の心理アセスメント	(3.0)
犯罪被害者の治療：PTSD治療アルゴリズム	(1.5)
犯罪被害者への初期対応（心理教育等）	(3.0)
事例検討・ディスカッション	(3.0)
合計	18時間

6. 定員

30名（応募者多数の場合は選考）

7. 受講願書受付期間

平成18年11月1日（水）から平成18年11月15日（金）まで

8. その他

提出書類の様式、提出方法、その他受講に関する注意事項については「各課程共通事項」をご参照ください。 詳細については、精神保健研究所ホームページ
(<http://www.ncnp-k.go.jp>) をご覧ください。

各課程共通事項

1. 受講申請手続について

(1) 提出書類

- ①受講願書（別紙様式1号）
- ②履歴書及び所属長の推薦書（別紙様式2号）
- ③看護師免許証の写（精神科デイ・ケア課程のみ）

(2) 提出方法

都道府県（指定都市）の精神保健福祉主管部局（別紙一覧）あて提出してください。
(同一課程に複数申請の場合は優先順位を明記してください)

(3) 書類受付期間

都道府県（指定都市）の定める期日までに提出してください。（当研究所での受付期間は課程別研修計画を参照してください）

(4) その他

各課程とも原則として、60歳未満の実務担当者が望ましく、研修受講に支障を来さない健康状態の者を対象とします。

2. 受講許可の通知について

書類選考の上、受講の可否について、研修開始のおよそ1カ月前に都道府県（指定都市）及び本人に直接通知します。なお、電話による受講の可否については答えられません。

3. 受講時の注意事項

(1) 開講当日は、午前9時30分までに会場に到着してください。ただし、精神科デイ・ケア課程は9時とします。

(2) 講義時間は各課程とも原則として午前9時30分開始、午後4時30分終了予定ですが、実習等については依頼施設の事情等により異なります。

(3) 会場 東京都小平市小川東町4-1-1

国立精神・神経センター精神保健研究所

TEL 042 (341) 2711 (代表)

(但し、第95回精神科デイ・ケア課程を除く)

(4) 持参すべきもの

印鑑（出席簿押印等に使用）

筆記用具

健康保険証（写）

運動着、運動靴、エプロン（精神科デイ・ケア課程のみ）

その他（各課程で指定するもの）

4. 修了証書の授与

所定の研修課程を履修した者には修了証書を授与します。

なお、成業の見込がないとき、性行不良であるとき、理由なく長期欠席し、又は出席が通常でないときには、研修が途中でも受講の許可を取り消すことがあります。

5. 研修費用の負担について

(1) 研修費用

精神科デイ・ケア課程(中堅者研修を除く)の受講者は教材費として研修開講当日に5,000円を徴収します。

(2) 研修期間中に実施する所外実習又は見学に要する交通費等は受講者負担とします。

6. その他

(1) 研修のための宿舎はありませんので、各人でご準備ください。

(2) 自動車等の持込は禁止します。

(3) 各研修課程の内容等詳細については、精神保健研究所ホームページを閲覧してください。 (<http://www.ncnp-k.go.jp>)



本募集要綱についての問合せ先

〒187-8502 東京都小平市小川東町4-1-1

国立精神・神経センター

運営局政策医療企画課企画第一係

TEL 042(346)1878(直通)

FAX 042(346)1778

各都道府県・政令都市精神保健福祉担当課一覧

都道府県名	主管部（局）主管課	電話番号	郵便番号	所 在 地
北海道	保健福祉部疾病対策課	011-231-4111	060-8588	札幌市中央区北三条西6丁目
青森	健康福祉部障害福祉課	017-722-1111	030-8570	青森市長島1-1-1
岩手	保健福祉部障害保健福祉課	019-651-3111	020-8570	盛岡市内丸10-1
宮城	保健福祉部障害福祉課	022-211-2111	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1
秋田	福祉保健部障害福祉課	018-860-1111	010-8570	秋田市山王4-1-1
山形	健康福祉部障害福祉課	023-630-2211	990-8570	山形市松波2-8-1
福島	保健福祉部障害者支援グループ	024-521-1111	960-8670	福島市杉妻町2-16
茨城	保健福祉部障害福祉課	029-301-1111	310-8555	水戸市三の丸1-5-38
栃木	保健福祉部健康増進課	028-623-3093	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20
群馬	保健福祉部保健予防課	027-223-1111	371-8570	前橋市大手町1-1-1
埼玉	健康福祉部障害者福祉課	048-824-2111	330-9301	浦和市高砂3-15-1
千葉	健康福祉部障害福祉課	043-223-3000	260-8667	千葉市中央区市場町1-1
東京	福祉健康局精神保健福祉課	03-5321-1111	163-8001	東京都新宿区西新宿2-8-1
神奈川	衛生部保健予防課	045-210-1111	231-8588	横浜市中区日本大通1
新潟	福祉保健部健康対策課	025-285-5511	950-8570	新潟市新光町4-1
富山	厚生部健康課	076-431-4111	930-8501	富山市新総曲輪1-7
石川	健康福祉部障害保健福祉課	076-225-1111	920-8580	金沢市鞍月1-1
福井	福祉環境部健康増進課	0776-21-1111	910-8580	福井市大手3-17-1
山梨	福祉保健部健康増進課	055-237-1111	400-8501	甲府市丸の内1-6-1
長野	衛生部保健予防課	026-232-0111	380-8570	長野市南長野幅下692-2
岐阜	健康福祉環境部保健医療課	058-272-1111	500-8570	岐阜市薮田南2-1-1
静岡	健康福祉部障害者支援総室	054-221-2435	420-8601	静岡市追手町9-6
愛知	健康福祉部障害福祉課	052-961-2111	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2
三重	健康福祉部障害福祉チーム	059-224-2248	514-8570	津市広明町13
滋賀	健康福祉部健康対策課	077-524-1121	520-8577	大津市京町4-1-1
京都	保健福祉部障害者保健福祉課	075-414-4596	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入蔵/内町
大阪	健康福祉部精神保健福祉課	06-6941-0351	540-8570	大阪市中央区大手前2丁目
兵庫	健康生活部福祉局障害福祉課	078-341-7711	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1
奈良	福祉部健康局健康増進課	0742-22-1101	630-8501	奈良市登大路町30
和歌山	福祉保健部健康対策課	073-432-4111	640-8585	和歌山市小松原通1-1
鳥取	福祉保健部健康対策課	0857-26-7111	680-8570	鳥取市東町1-220
島根	健康福祉部障害者福祉課	0852-22-5111	690-8501	松江市殿町1
岡山	保健福祉部健康対策課	086-226-7330	700-8570	岡山市内山下2-4-6
広島	福祉保健部保健医療総室保健対策室	082-228-2111	730-8511	広島市中区基町10-52
山口	健康福祉部健康増進課	083-922-3111	753-8501	山口市滝町1-1
徳島	保健福祉部健康増進課	088-621-2500	770-8570	徳島市万代町1-1
香川	健康福祉部障害福祉課	087-831-1111	760-8570	高松市番町4-1-10
愛媛	保健福祉部健康増進課	089-941-2111	790-8570	松山市一番町4-4-2
高知	保健福祉部健康対策課	088-823-1111	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20
福岡	保健福祉部障害者福祉課	092-651-1111	812-8577	福岡市博多区東公園7-7
佐賀	厚生部健康増進課	0952-24-2111	840-8570	佐賀市城内1-1-59
長崎	福祉保健部障害福祉課	095-824-2574	850-8570	長崎市江戸町2-13
熊本	健康福祉部精神保健福祉課	096-383-1111	862-8570	熊本市水前寺6-18-1
大分	福祉保健部健康対策課	097-536-1111	870-8501	大分市大手町3-1-1
宮崎	福祉保健部保険業務課	0985-24-1111	880-8501	宮崎市橘通東2-10-1
鹿児島	保健福祉部障害福祉課	099-286-2111	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1
沖縄	福祉保健部障害保健福祉課	098-866-2333	900-8570	那覇市泉崎1-2-2

各都道府県・政令都市精神保健福祉担当課一覧

市町村名	主管部(局)主管課	電話番号	郵便番号	所在地
札幌市	保健福祉局障害福祉課	011-211-2111	060-8611	札幌市中央区北一条西2丁目
仙台市	健康福祉局健康福祉部障害企画課	022-261-1111	980-8671	仙台市青葉区国分町3-7-1
さいたま市	保健福祉局保健部健康増進課	048-829-1111	330-9588	さいたま市浦和区常盤6-4-4
千葉市	保健福祉局高齢障害部障害保健福祉課	043-245-5111	260-8722	千葉市中央区千葉港1-1
横浜市	健康福祉局精神保健福祉課	045-671-2121	231-0017	横浜市中区港町1-1
川崎市	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課	044-200-2111	210-8577	川崎市川崎区宮本町1
静岡市	保健衛生部保健衛生総務課	054-221-1554	420-8602	静岡市葵区追手町5番1号
名古屋市	健康福祉局障害福祉部障害福祉課	052-961-1111	460-8508	名古屋市中区三の丸3-1-1
京都市	保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課	075-222-3111	604-8571	京都市中京区寺町通御池上る本能寺前町488
大阪市	健康福祉局健康推進部健康づくり推進課	06-6208-8181	530-8201	大阪市北区中之島1-3-20
堺市	健康部精神保健福祉課	072-228-7062	590-0078	堺市堺区南瓦町3番1号
神戸市	保健福祉局健康部保健推進課	078-331-8181	650-8570	神戸市中央区加納町6-5-1
広島市	社会局精神保健福祉室	082-245-2111	730-8586	広島市中区国泰寺町1-6-34
北九州市	保健福祉局障害福祉課	093-582-2424	803-8501	北九州市小倉北区城内1-1
福岡市	保健福祉局保健医療部保健予防課	092-711-4111	810-8620	福岡市中央区天神1-8-1

(様式1号) A4

受 講 願 書

平成 年 月 日

国立精神・神経センター

精神保健研究所長 楊

勤務先

勤務先所在地

現住所

氏名

貴所の平成 年度第 回
類を添えて申請します。

課程の研修を受講したいので、関係書

履歴書

1/2

フリガナ		性別	※この欄には記入しないこと	
氏名		男・女	受理	判定
生年月日		年月日生歳	年月日	
本籍地		都・道・府・県	No.	
現住所			〒	
			電話	
勤務先	名称			
	所在地			
最終学歴	学校・学部・学科名		卒業	
			年月	
看護関係学歴 (看護師のみ記入)	学校・科名		卒業	
			年月	
取得免許	免許の名称	登録番号	取得年月日	
			年月日	
精神保健関係の研修受講歴	研修名		受講期間	
			年月から	年月
			年月まで	(日)
			・・	・
		・・	(日)	
職歴	勤務先・所属部課・診療科名		職名	勤務期間
				年月から
				年月まで
			・・	・
			・・	・
精神科関係の勤務歴(通算)				年月

現在の職務内容 (簡明に記載)	
研修志望理由	
研修内容に対する要望等	
特殊技能・資格	
賞罰	
上記のとおり相違ありません。	
平成 年 月 日	
氏名 (印)	

推薦書

(受講推薦理由)

上記の者を貴所の第 回 課程研修受講生として推薦いたします。

施設名

所在地

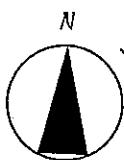
代表者(所属長) 氏名

(印)

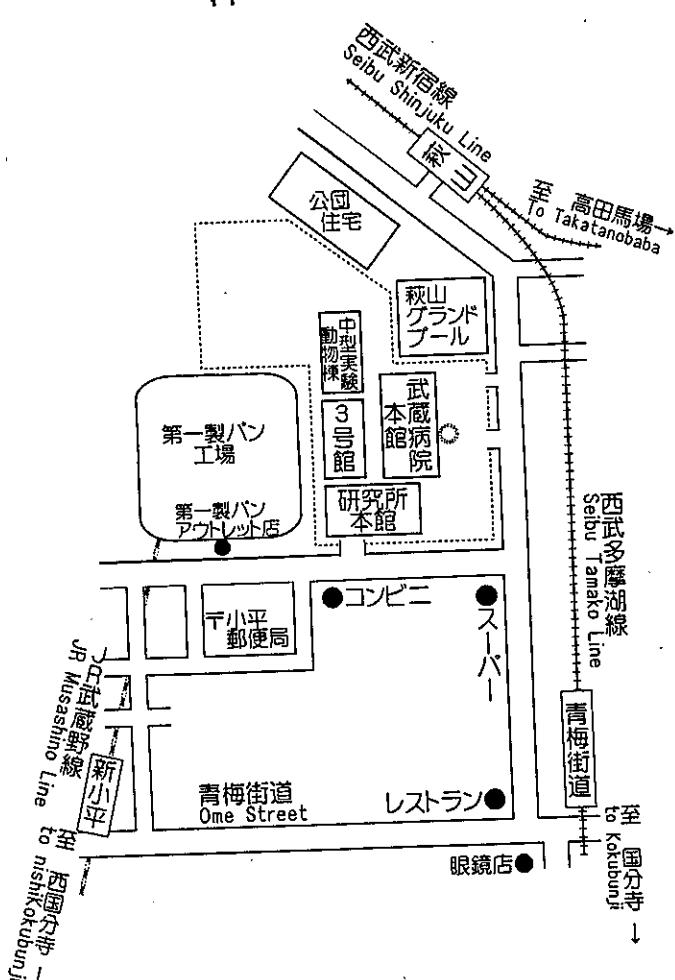
平成 年 月 日

国立精神・神経センター
精神保健研究所長 様

国立精神・神経センター 案内図



国立精神・神経センター
武藏病院
神経研究所
精神保健研究所



- 西武新宿駅より西武新宿線拝島行
または西武遊園地行き 急行約30分
萩山駅（南口）下車 徒歩7分
- JR国分寺駅より西武多摩湖線萩山行
または西武遊園地行き 約5分
青梅街道駅下車 徒歩10分
- JR西国分寺駅よりJR武藏野線 約5分
新小平駅下車 徒歩10分